

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿一丁目26番2号
M R T 株 式 会 社
代表取締役社長CEO 馬 場 稔 正

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月24日(水曜日)午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月25日(木曜日) 午前10時
(受付開始は午前9時15分を予定しております。)
2. 場 所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
ベルサール新宿グランド 5階 コンファレンスセンター
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第16期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで) 事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役2名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://medrt.co.jp/>)に掲載させていただきます。

## (提供書面)

# 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済及び金融政策により設備投資の増加や雇用環境の改善等がみられ、緩やかな景気回復基調となっております。一方、個人消費については、消費税率引き上げによる影響はあるものの、緩やかに改善しております。

当社を取り巻く医療業界において、医師不足、医師の地域偏在による格差が拡大、高齢化社会の進行により、医師に対する医療機関のニーズは益々高まっております。また、医師への社会的ニーズとして、患者の治療に限らず、より高度な専門性が求められ、さらには医薬品業界やヘルスケア業界など医療業界以外への需要が高まっております。

このような環境のもとで、当社は、非常勤医師紹介サービス（外勤紹介サービス）の地方拠点の新規開設、学会等のイベント参加及び医師会員向けのキャンペーン等により医師及び医療機関双方の満足度の向上に努めてまいりました。

非常勤医師紹介サービスにおいては、医師及び医療機関から年間紹介件数10万件（前事業年度比11.6%増）を超える利用を頂いております。医局向けサービスであるネット医局<sup>®</sup>サービスにおいては、導入医局に対して無償で提供するとともに、導入支援体制の強化を図り、関東の大学医局を中心に浸透を進めております。

また、個人情報管理体制の強化のため、情報セキュリティマネジメントシステム総合性評価制度（注）の認定取得に向けて、社内システムの構築及び社内インフラの整備を合わせて行ってまいりました。

（注）情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）総合性評価制度とは、国際的に整合性の取れた情報セキュリティマネジメントに対する第三者認定制度であります。

以上の結果、当事業年度の売上高は831,528千円（前事業年度比14.2%増）、営業利益は173,517千円（同212.6%増）、経常利益は155,438千円（同126.3%増）、当期純利益は95,923千円（前事業年度は6,278千円の当期純利益）となりました。

なお、売上の内訳は、医師ネット紹介（非常勤医師及び常勤医師紹介）789,542千円（前事業年度比16.4%増）、コメディカル（看護師、薬剤師、臨床検査技師、臨床工学技士及び放射線技師）紹介などその他41,985千円（同15.4%減）であります。

## ② 設備投資の状況

当事業年度中における設備投資の総額は9,314千円であります。その主なものは、情報セキュリティ強化等に伴う工具、器具及び備品の購入であります。

## ③ 資金調達の状況

当社は、当事業年度中において、東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴う公募増資により353,280千円、新株予約権の行使により725千円の資金調達を行いました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                    | 第 13 期<br>(平成24年3月期) | 第 14 期<br>(平成25年3月期) | 第 15 期<br>(平成26年3月期) | 第 16 期<br>(当事業年度)<br>(平成27年3月期) |
|------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円)             | 608,930              | 711,056              | 728,149              | 831,528                         |
| 経 常 利 益 (千円)           | 144,099              | 223,889              | 68,692               | 155,438                         |
| 当 期 純 利 益 (千円)         | 79,389               | 76,708               | 6,278                | 95,923                          |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円) | 49.62                | 46.48                | 3.53                 | 50.24                           |
| 総 資 産 (千円)             | 368,482              | 556,914              | 543,301              | 1,037,184                       |
| 純 資 産 (千円)             | 136,817              | 231,688              | 237,966              | 687,895                         |
| 1 株 当 たり 純 資 産 (円)     | 85.51                | 130.16               | 133.69               | 302.74                          |

(注) 当社は、平成23年8月8日付で普通株式1株につき20株、平成26年8月18日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
  
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社の事業に関連する医療・ヘルスケア市場においては、医局人事統制力の緩和、恒常的な医師不足等といった状況が発生しており、医療分野の人材流動化の傾向が強まっております。このような環境下で、当社は強みとしている医師の互助組織として発足以来の経験・ノウハウの蓄積で確立した医療情報プラットフォームをさらに強化し、以下の事項を対処すべき課題と認識して、「医療を想い、社会に貢献する。」という企業理念に沿って永続的な成長を実現するため、各課題に取り組んでまいります。

##### ① 全国的な知名度の向上

当社は、東京大学医学部附属病院の医師同士が代診を相互に紹介する互助組織活動にその淵源があり、その結果、医師会員は1都3県の医師に集中しております。そのため1都3県においては、MRTの知名度は相当浸透し、強みを有していると考えております。一方で、1都3県以外の地域では、医師に対する当社の知名度は高いとはいえ、今後は、MRTというブランドを関東以外の地域に浸透させることにより、MRTの知名度の全国的な向上を図ることが求められます。

当社は、地方の学会参加、広報活動の他に、地方拠点の拡充などによるMRTの全国的な知名度向上が、地方における医師紹介の機会増につながるものと考えており、地方における医師不足の解消の一翼を担うことを通じ、地域医療の発展に取り組んでまいります。

##### ② 医師ネット紹介のさらなる強化

当社の医師ネット紹介において、特に非常勤医師の人材紹介では、継続的に当社を利用している医師が数多く存在しているという事実があり、当社の強みになっていると考えております。しかしながら、当事業年度末日現在、当社に登録している医師会員数は約1万6千人（過去に登録されている医師の累計数（退会者を除く））であり、日本全国の医師数が約30万人（厚生労働省「平成24年（2012）医師・歯科医師・薬剤師調査の概況」）であることを考えると、会員数の多さという視点ではまだ十分とはいえません。

このため、当社では、今後の医師ネット紹介の拡大、新規事業展開を進めるため、医師会員数を大きく増やすことが課題であると考えております。当社は、医師同士の口コミにより、医師会員数を増やしてきておりましたが、今後は、営業体制・人員の強化を進め、SNSや雑誌広告等の媒体を有効活用する等、口コミ以外のアプローチにより、医師会員数及び登録医療機関数の増加を目指しております。

### ③ 医局への取り組み

医局の管理業務は、医師の勤怠管理、代診を含む市中病院への医師の紹介、医師（医局員、後期研修医などを含む）の募集など多岐にわたっており、その管理には多大な労力を投じているというのが実情であります。加えて医局人事統制が緩和される中、当社が医局から市中病院への医師の紹介など医師供給の機能を補完的に行う機会が増えてきているものと考えられます。

医局業務を支援するネット医局®を活用することで、医局にとっては、医局の管理業務の大幅な効率化、省力化が図られることが期待される一方で、全国規模での医師会員数及び医療機関数の増加が課題である当社にとっては、大学病院を中心に、その関連の市中病院、開業医にいたるまで医局単位で医師をカバーし、医師会員数を増やすことが可能となります。ネット医局®は、医局への導入を推進する目的で、現在無償で提供しておりますが、ネット医局®を通じた医師会員数の増加は、医師ネット紹介の収益などの一助となると考えております。

### ④ 新規サービスの拡充

当事業年度末日現在、当社は、運営サイトMedRT.comを通じて、医師と医療機関に対して求人、求職情報を提供することにより、医師と医療機関を直接医療現場でつないでおります。しかしながら、当社の理念である「医療を想い、社会に貢献する。」ためには、これに加えて、①医師同士が必要とする情報を交換する場を提供することにより医師と医師をつなぐこと、②医療情報を必要とする企業と医師をつなぐこと、そして、③医療を必要とする患者に医師をつなぐことにより、医師を中心とした豊かな医療の創造が図られるものと考えております。

今後は、ネット医局®以外にも、医師、医療機関、患者及びその他医療関係者に向けたサービス拡充を目指しております。

### ⑤ システムの安定稼働と強化

当社は、インターネット技術を活用して事業を運営していることから、事業運営上、システムの安定稼働が、極めて重要であると認識しております。このため、当社は、会員数に応じたサーバーの増強を含め、システムの安定化のため継続的にシステム強化に取り組んでまいります。

## ⑥ 人材の採用・育成

当社の「対処すべき課題」の解決には、優秀な人材を継続的に採用・育成することが課題であると認識しております。当社は、職場環境及び人事制度の整備を通じて、当社が必要とする優秀な人材を継続的に採用・育成するべく取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも、より一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 主要な事業内容 (平成27年3月31日現在)

| 事業区分     | 事業内容                        |
|----------|-----------------------------|
| 医療人材紹介事業 | 医師、コメディカルを対象とした医療機関への人材紹介事業 |

## (6) 主要な営業所及び工場 (平成27年3月31日現在)

|     |                        |
|-----|------------------------|
| 本社  | 東京都新宿区西新宿1-26-2 新宿野村ビル |
| 営業所 | 名古屋営業所：愛知県名古屋市中区       |

## (7) 使用人の状況 (平成27年3月31日現在)

| 事業区分     | 使用人数    | 前事業年度末比増減 |
|----------|---------|-----------|
| 医療人材紹介事業 | 58 (12) | 一名増 (一名増) |

(注) 使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (平成27年3月31日現在)

該当事項はありません。

## (9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 7,120,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,272,200株
- (3) 株主数 1,831名
- (4) 大株主

| 株 主 名          | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|----------------|----------|---------|
| 株式会社 富田 医療 研究所 | 600,000株 | 26.41%  |
| 富 田 兵 衛        | 430,500  | 18.95   |
| 富 田 留 美        | 160,000  | 7.04    |
| 馬 場 稔 正        | 140,000  | 6.16    |
| 小 川 智 也        | 75,000   | 3.30    |
| 日本証券金融株式会社     | 74,900   | 3.30    |
| 株式会社 S B I 証券  | 53,800   | 2.37    |
| 野村証券株式会社       | 30,500   | 1.34    |
| 松井証券株式会社       | 26,500   | 1.17    |
| 大和証券株式会社       | 19,500   | 0.86    |

- (注) 1. 自己株式は所有していません。
- 2. 平成26年7月17日開催の取締役会決議に基づき、平成26年8月18日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は6,120,000株増加しております。
  - 3. 平成26年8月18日付で普通株式1株につき100株とする株式分割により、発行済株式の総数は1,762,200株増加しております。
  - 4. 平成26年10月28日開催の臨時株主総会決議により、平成26年10月28日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
  - 5. 平成26年12月25日を払込期日とする公募増資により、発行済株式の総数は480,000株増加しております。
  - 6. 新株予約権行使により、発行済株式の総数は12,200株増加しております。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として 交付された新株予約権の状況

|                            |                   | 第1回新株予約権                                     | 第3回新株予約権                                  |
|----------------------------|-------------------|----------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 発行決議日                      |                   | 平成23年3月16日                                   | 平成24年3月30日                                |
| 新株予約権の数                    |                   | 100個                                         | 70個                                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数(注1)     |                   | 普通株式 200,000株<br>(新株予約権1個につき<br>2,000株)      | 普通株式 7,000株<br>(新株予約権1個につき<br>100株)       |
| 新株予約権の払込金額                 |                   | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                          | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                       |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(注1) |                   | 新株予約権1個当たり<br>50,000円<br>(1株当たり 25円)         | 新株予約権1個当たり<br>5,000円<br>(1株当たり 50円)       |
| 権利行使期間                     |                   | 平成25年4月1日から<br>平成33年3月16日まで                  | 平成26年3月31日から<br>平成34年3月30日まで              |
| 行使の条件                      |                   | (注) 2                                        | (注) 2                                     |
| 役員<br>の<br>保有状況            | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 100個<br>目的となる株式数 200,000株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名      |
|                            | 監査役               | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名         | 新株予約権の数 70個<br>目的となる株式数 7,000株<br>保有者数 3名 |

|                            |                     | 第 4 回 新株 予 約 権                              | 第 5 回 新株 予 約 権                              |
|----------------------------|---------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                  |                     | 平成24年10月23日                                 | 平成25年 1月15日                                 |
| 新 株 予 約 権 の 数              |                     | 200個                                        | 200個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数(注1)     |                     | 普通株式 20,000株<br>(新株予約権1個につき100株)            | 普通株式 20,000株<br>(新株予約権1個につき100株)            |
| 新株予約権の払込金額                 |                     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                         | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                         |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(注1) |                     | 新株予約権1個当たり<br>10,000円<br>(1株当たり 100円)       | 新株予約権1個当たり<br>10,000円<br>(1株当たり 100円)       |
| 権 利 行 使 期 間                |                     | 平成26年10月24日から<br>平成34年10月23日まで              | 平成27年 2月 1 日から<br>平成34年 9月30日まで             |
| 行 使 の 条 件                  |                     | (注) 2                                       | (注) 2                                       |
| 役 員 の 状 況<br>保 有 状 況       | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 1個<br>目的となる株式数 1株<br>保有者数 1名        | 新株予約権の数 200個<br>目的となる株式数 20,000株<br>保有者数 1名 |
|                            | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数 100個<br>目的となる株式数 20,000株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 1個<br>目的となる株式数 1株<br>保有者数 1名        |

(注) 1. 平成23年8月8日付をもって1株を20株、平成26年8月18日付をもって1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

2. 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者にてこれを行使用することを要する。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権行使時において当社の取締役、監査役、従業員及び外部協力者の地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者は、権利行使期間のいずれの年においても、本新株予約権行使にかかる行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額(又は行使時において租税特別措置法に定める他の特定新株予約権を権利行使している場合は当該権利行使価額の合計額を含む)が1,200万円(又は行使時において租税特別措置法の適用を受けることができる権利行使価額の年間の合計額)を超過することになる本新株予約権の行使をすることができない。
- (4) 各新株予約権1個当たり的一部行使はできないこととする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使用することができないものとする。

- (6) 新株予約権者は、新株予約権の譲渡及び質入、担保権の設定等の処分を行うことができないものとする。
- (7) 当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場されていることを要する。
- (8) 新株予約権者が、新株予約権の権利行使をする時は、権利行使価額が契約締結時の時価以上でなければ行使することができない。
- (9) 新株予約権者は、新株予約権を行使する場合には、当社指定の方法により、当社の指定する証券会社に新株予約権者名義の管理口座を開設し、株券の保管を依託するものとする。
- (10) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

|                        |           | 第 8 回 新 株 予 約 権              |                           |
|------------------------|-----------|------------------------------|---------------------------|
| 発 行 決 議 日              |           | 平成26年8月19日                   |                           |
| 新 株 予 約 権 の 数          |           | 13,000個                      |                           |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |           | 普通株式<br>(新株予約権 1 個につき        | 13,000株<br>1株)            |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額    |           | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない          |                           |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |           | 新株予約権 1 個当たり<br>( 1 株当たり)    | 800円<br>800円)             |
| 権 利 行 使 期 間            |           | 平成28年8月20日から<br>平成36年8月19日まで |                           |
| 行 使 の 条 件              |           | (注)                          |                           |
| 使用人等への<br>交付状況         | 当 社 使 用 人 | 新株予約権の数<br>目的となる株式<br>交付者数   | 13,000個<br>13,000株<br>49名 |

(注) 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者にてこれを行することを要する。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権行使時において当社の取締役、従業員及び外部協力者の地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者は、権利行使期間のいずれの年においても、本新株予約権行使にかかる行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額（又は行使時において租税特別措置法に定める他の特定新株予約権を権利行使している場合は当該権利行使価額の合計額を含む）が1,200万円（又は行使時において租税特別措置法の適用を受けることができる権利行使価額の年間の合計額）を超過することになる本新株予約権の行使をすることができない。
- (4) 各新株予約権 1 個当たりの一部行使はできないこととする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。
- (6) 新株予約権者は、新株予約権の譲渡及び質入、担保権の設定等の処分を行うことができないものとする。
- (7) 当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場されていることを要する。

- (8) 新株予約権者が、新株予約権の権利行使をする時は、権利行使価額が契約締結時の時価以上でなければ行使することができない。
- (9) 新株予約権者は、新株予約権を行使する場合には、当社指定の方法により、当社の指定する証券会社に新株予約権者名義の管理口座を開設し、株券の保管を委託するものとする。
- (10) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (平成27年3月31日現在)

| 会社における地位        | 氏 名   | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                 |
|-----------------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役会長           | 富田兵衛  | 医療法人優人会理事長<br>株式会社データサイエンス<br>代表取締役会長                                                                                        |
| 代表取締役<br>執行役員社長 | 馬場稔正  |                                                                                                                              |
| 取締役役員<br>執行役員   | 小川智也  | 事業本部長                                                                                                                        |
| 取締役役員<br>執行役員   | 工藤郁哉  | 管理本部長                                                                                                                        |
| 取締役役員<br>執行役員   | 鷺尾州一郎 | テクノロジー本部長                                                                                                                    |
| 取締役             | 西川 潔  | 株式会社ライブレボリューション<br>非常勤取締役<br>株式会社イヌイ非常勤取締役<br>株式会社タギー非常勤取締役<br>株式会社なぎさ非常勤取締役<br>株式会社Labit非常勤取締役<br>株式会社富士山マガジンサービス<br>非常勤監査役 |
| 常勤監査役           | 加藤博彦  |                                                                                                                              |
| 監査役             | 村井仁昭  | 財団法人社会環境研究センター<br>専務理事<br>東京厚生信用組合理事<br>特定非営利活動法人<br>環境改善推進機構理事長                                                             |
| 監査役             | 原口昌之  | 原口総合法律事務所所長<br>株式会社早稲田アカデミー<br>社外監査役                                                                                         |
| 監査役             | 石塚祐美  | 石塚公認会計士事務所所長                                                                                                                 |

- (注) 1. 取締役西川潔氏は、社外取締役であります。  
2. 常勤監査役加藤博彦氏、監査役村井仁昭氏、監査役原口昌之氏及び監査役石塚祐美氏は、社外監査役であります。

3. 監査役原口昌之氏及び石塚祐美氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 平成26年5月15日付で取締役小川智也氏の担当が、経営戦略室長から事業本部長に変更となりました。
5. 当社は、取締役西川潔氏及び常勤監査役加藤博彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 平成27年4月1日付で会社における地位を以下のとおり変更しております。

| 氏名      | 変更前         | 変更後        |
|---------|-------------|------------|
| 馬場 稔 正  | 代表取締役執行役員社長 | 代表取締役社長CEO |
| 小川 智 也  | 取締役執行役員     | 取締役COO     |
| 工藤 郁 哉  | 取締役執行役員     | 取締役CFO     |
| 鷺尾 州 一郎 | 取締役執行役員     | 取締役CTO     |

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区分             | 員数        | 報酬等の額                 |
|----------------|-----------|-----------------------|
| 取<br>(うち社外取締役) | 6名<br>(1) | 65,600千円<br>(600千円)   |
| 監<br>(うち社外監査役) | 4<br>(4)  | 7,200千円<br>(7,200千円)  |
| 合<br>(うち社外役員)  | 10<br>(5) | 72,800千円<br>(7,800千円) |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成21年5月30日開催の第10回定時株主総会において、年額100,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
  3. 監査役の報酬限度額は、平成23年10月1日開催の臨時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 区分  | 氏名   | 重要な兼職の状況                                                                                                                     | 当社との関係           |
|-----|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 取締役 | 西川 潔 | 株式会社ライブレボリューション<br>非常勤取締役<br>株式会社イヌイ非常勤取締役<br>株式会社タギー非常勤取締役<br>株式会社なぎさ非常勤取締役<br>株式会社Labit非常勤取締役<br>株式会社富士山マガジンサービス<br>非常勤監査役 | 特別な関係は<br>ありません。 |
| 監査役 | 村井仁昭 | 財団法人社会環境研究センター専務理事<br>東京厚生信用組合理事<br>特定非営利活動法人環境改善推進機構<br>理事長                                                                 | 特別な関係は<br>ありません。 |
| 監査役 | 原口昌之 | 原口総合法律事務所所長<br>株式会社早稲田アカデミー社外監査役                                                                                             | 特別な関係は<br>ありません。 |
| 監査役 | 石塚祐美 | 石塚公認会計士事務所所長                                                                                                                 | 特別な関係は<br>ありません。 |

## ② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名     | 出 席 状 況 及 び 発 言 状 況                                                                                                       |
|-----|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 西 川 潔   | 当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識から適宜発言を行っております。                                           |
| 監査役 | 加 藤 博 彦 | 当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識から適宜発言を行っております。                            |
| 監査役 | 村 井 仁 昭 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回及び監査役会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、医療分野の豊富な経験と幅広い見識から適宜発言を行っております。                          |
| 監査役 | 原 口 昌 之 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回及び監査役会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に企業法務・会社法及び財務・会計等に関し、弁護士及び公認会計士としての専門の見地から適宜発言を行っております。 |
| 監査役 | 石 塚 祐 美 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち12回及び監査役会13回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門の見地から適宜発言を行っております。             |

## ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任限度額は、金10万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 12,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 12,760   |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 法令、定款及び社会規範の遵守を目的として「コンプライアンスマニュアル」を制定してコンプライアンスに係る教育及び啓蒙を行う。
  - ② 経営に係る重要事項の最終意思決定及び取締役の職務執行の監督は、「取締役会規程」に則り、毎月1回以上開催する取締役会において行う。
  - ③ 監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行を監査し、取締役と定期的に情報及び意見交換を行う。
  - ④ 内部監査室は、使用人の職務の執行が法令及び定款等に適合しているかにつき、社内各部門の事業活動の監査を行い、改善すべき事項を明らかにしたうえで、当該監査結果を代表取締役社長に報告し、適宜改善事項を指示し、その是正、改善を図る。
  
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 当社は、取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理を行うため、管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、管理部門において保存及び管理を行う。
  - ② 文書の整理保存、管理の期間については、法令に定めるものの他、文書管理規程、個人情報保護規程等の社内規程に基づいて、定められた期間、保存することとし、取締役及び監査役の要請により、常に閲覧可能な状態を維持する。
  
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
経営上のリスクの分析及び対策の検討については、取締役会が行い、各部署においては、リスク管理基本方針を策定し、各部署の長が運用・管理を行うことにより、リスク低減に努めるものとする。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 重要な経営課題について、取締役会で十分な検討を行い、迅速に経営上の意思決定を行うとともに、職務の執行状況について報告を行う。
  - ② 組織の構成と各組織の所掌業務を定める組織規程及び権限の分掌を定める職務分掌規程を定める。
- (5) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、その使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性の確保に関する事項
- ① 当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて人員を配置する。
  - ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、監査役の指揮命令に基づき業務を行い、当該使用人の人事異動、人事評価等について、監査役会の意見を尊重し対応する。
- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ① 監査役は、取締役会の他、経営会議、その他の重要な会議に随時出席し、また、重要な決議書類及び関係資料を閲覧することができる。また、監査役は必要に応じていつでも取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。
  - ② 取締役及び使用人は、重大な法令、定款違反、不正な行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った時には、遅滞なく監査役に報告する。
- (7) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び従業員に周知徹底する。

- (8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が、その職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした場合、当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた請求を除き、速やかに費用又は債務を処理する。

- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、経営企画室と緊密な連携を保ち、必要に応じて経営企画室に協力を求め、監査を行う。
  - ② 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見や情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告する。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年5月12日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の基本方針は当該改定がなされた後のものです。

なお、改定内容は、当社の業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について当社の現状に即した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現への変更したものであります。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目                 | 金 額              |
|-----------------|------------------|---------------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>       |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>942,155</b>   | <b>流動負債</b>         | <b>235,074</b>   |
| 現金及び預金          | 828,602          | リース債務               | 1,831            |
| 売掛金             | 66,218           | 未払金                 | 30,529           |
| 貯蔵品             | 1,107            | 未払費用                | 27,577           |
| 前払費用            | 11,480           | 未払法人税等              | 49,196           |
| 繰延税金資産          | 34,564           | 未払消費税等              | 31,948           |
| その他             | 795              | 預り金                 | 3,484            |
| 貸倒引当金           | △613             | 賞与引当金               | 25,090           |
| <b>固定資産</b>     | <b>95,028</b>    | ポイント引当金             | 12,688           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>22,849</b>    | 売上返金引当金             | 357              |
| 建物              | 2,394            | 訴訟関連費用引当金           | 23,397           |
| 工具、器具及び備品       | 18,435           | 情報セキュリティ<br>対策費用引当金 | 22,565           |
| リース資産           | 2,018            | その他                 | 6,409            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>35,789</b>    | <b>固定負債</b>         | <b>114,214</b>   |
| ソフトウェア          | 35,287           | リース債務               | 952              |
| リース資産           | 482              | 長期未払金               | 99,670           |
| その他             | 20               | 退職給付引当金             | 13,592           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>36,389</b>    | <b>負債合計</b>         | <b>349,289</b>   |
| 敷金及び保証金         | 16,573           | <b>(純資産の部)</b>      |                  |
| 破産更生債権等         | 1,109            | <b>株主資本</b>         | <b>687,895</b>   |
| 長期前払費用          | 4,189            | <b>資本金</b>          | <b>226,002</b>   |
| 繰延税金資産          | 15,626           | <b>資本剰余金</b>        | <b>186,002</b>   |
| 貸倒引当金           | △1,109           | 資本準備金               | 186,002          |
| <b>資産合計</b>     | <b>1,037,184</b> | <b>利益剰余金</b>        | <b>275,890</b>   |
|                 |                  | 利益準備金               | 1,000            |
|                 |                  | その他利益剰余金            | 274,890          |
|                 |                  | 繰越利益剰余金             | 274,890          |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>        | <b>687,895</b>   |
|                 |                  | <b>負債純資産合計</b>      | <b>1,037,184</b> |

# 損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金      | 額              |
|-----------------|--------|----------------|
| 売 上 高           |        | <b>831,528</b> |
| 売 上 原 価         |        | <b>152,945</b> |
| 売 上 総 利 益       |        | <b>678,583</b> |
| 販売費及び一般管理費      |        | <b>505,066</b> |
| 営 業 利 益         |        | <b>173,517</b> |
| 営 業 外 収 益       |        |                |
| 受 取 利 息         | 89     |                |
| そ の 他           | 22     | 111            |
| 営 業 外 費 用       |        |                |
| 支 払 利 息         | 118    |                |
| 株 式 交 付 費       | 4,258  |                |
| 株 式 公 開 費 用     | 10,058 |                |
| 訴 訟 関 連 費 用     | 2,250  |                |
| そ の 他           | 1,504  | 18,190         |
| 経 常 利 益         |        | <b>155,438</b> |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 |        | <b>155,438</b> |
| 法人税、住民税及び事業税    | 53,679 |                |
| 法 人 税 等 調 整 額   | 5,835  | 59,515         |
| 当 期 純 利 益       |        | <b>95,923</b>  |

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |             |           |              |             |            | 純資産<br>合計 |
|-------------------------|---------|-----------|-------------|-----------|--------------|-------------|------------|-----------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |             | 利 益 剰 余 金 |              |             | 株主資本<br>合計 |           |
|                         |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合計 | 利益準備金     | その他利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |            |           |
|                         |         |           |             |           | 繰越利益<br>剰余金  |             |            |           |
| 当 期 首 残 高               | 49,000  | 9,000     | 9,000       | 1,000     | 178,966      | 179,966     | 237,966    | 237,966   |
| 当 期 変 動 額               |         |           |             |           |              |             |            |           |
| 新 株 の 発 行               | 177,002 | 177,002   | 177,002     |           |              |             | 354,005    | 354,005   |
| 当 期 純 利 益               |         |           |             |           | 95,923       | 95,923      | 95,923     | 95,923    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |           |             |           |              |             |            |           |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 177,002 | 177,002   | 177,002     | -         | 95,923       | 95,923      | 449,928    | 449,928   |
| 当 期 末 残 高               | 226,002 | 186,002   | 186,002     | 1,000     | 274,890      | 275,890     | 687,895    | 687,895   |

## 個別注記表

### 1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

### 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① たな卸資産

貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～18年

工具、器具及び備品 2年～15年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

#### (4) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

- |                   |                                                                                       |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| ③ ポイント引当金         | 顧客に付与されたポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。                       |
| ④ 売上返金引当金         | 人材紹介手数料の返金負担に備えるため、過去の返金実績率等を勘案し、将来発生すると見込まれる手数料返金額を計上しております。                         |
| ⑤ 訴訟関連費用引当金       | 訴訟に関連して発生すると見込まれる賠償金等の支出に備えるための損失見込額及び弁護士費用等を計上しております。                                |
| ⑥ 情報セキュリティ対策費用引当金 | 医師会員情報の流出の可能性があることに伴う調査費及び今後の情報セキュリティ対策ならびに医師会員への案内などの支出に備えるための費用負担見込額を計上しております。      |
| ⑦ 退職給付引当金         | 従業員の退職給付に備えるため、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法（簡便法）により、当事業年度末において発生していると認められる退職給付債務額を計上しております。 |
- (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の処理方法 税抜方式によっております。

### 3. 貸借対照表に関する注記

|                |          |
|----------------|----------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 20,309千円 |
|----------------|----------|

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

- |                                                              |            |
|--------------------------------------------------------------|------------|
| (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数                                 |            |
| 普通株式                                                         | 2,272,200株 |
| (2) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数 |            |
| 普通株式                                                         | 299,600株   |

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を主に自己資本により賄うこととしております。資金運用については、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行っておりません。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

長期未払金は、役員退職慰労金の打ち切り支給に係る債務であり、各役員の退職時に支給する予定であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### (a)信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、営業部門である事業本部メディカルグループと管理部門である管理本部財務経理グループが主要な取引先の状況を常時モニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当事業年度の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額によりあらわされています。

##### (b)資金調達に係る流動性リスク（支払期限に支払いをできなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理本部財務経理グループが適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

該当事項はありません。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません（注）2. 参照）。

|            | 貸借対照表計上額  | 時 価       | 差 額 |
|------------|-----------|-----------|-----|
| (1) 現金及び預金 | 828,602千円 | 828,602千円 | －千円 |
| (2) 売掛金    | 66,218    |           |     |
| 貸倒引当金（※）   | △613      |           |     |
|            | 65,605    | 65,605    | －   |
| 資 産 計      | 894,207   | 894,207   | －   |

（※）売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分    | 当事業年度<br>(平成27年3月31日) |
|-------|-----------------------|
| 長期未払金 | 99,670千円              |

長期未払金については、役員退職慰労金の打ち切り支給に係る債務であり、当該役員の退職時期が特定されておらず時価の算定が困難なため、時価開示の対象とはしておりません。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|               |           |
|---------------|-----------|
| ソフトウェア        | 9,006千円   |
| 賞与引当金         | 8,304千円   |
| ポイント引当金       | 4,199千円   |
| 訴訟関連費用引当金     | 7,744千円   |
| 情報セキュリティ対策引当金 | 7,469千円   |
| 長期未払金         | 32,233千円  |
| 退職給付引当金       | 4,395千円   |
| その他           | 9,070千円   |
| 繰延税金資産小計      | 82,424千円  |
| 評価性引当額        | △32,233千円 |
| 繰延税金資産合計      | 50,191千円  |

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は4,112千円減少し、法人税等調整額が4,112千円増加しております。

**7. リースにより使用する固定資産に関する注記**

該当事項はありません。

**8. 持分法損益等に関する注記**

該当事項はありません。

**9. 関連当事者との取引に関する注記**

該当事項はありません。

**10. 1株当たり情報に関する注記**

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額  | 302円74銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 50円24銭  |

(注) 当社は、平成26年7月17日開催の取締役会決議により、平成26年8月18日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純利益を算定しております。

**11. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月14日

MRT株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定社員 公認会計士 秋山 賢一 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 向井 誠 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、MRT株式会社（旧会社名 株式会社メディカルリサーチアンドテクノロジー）の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月15日

M R T 株 式 会 社      監 査 役 会

常勤監査役 加 藤 博 彦 ⑩

社外監査役 村 井 仁 昭 ⑩

社外監査役 原 口 昌 之 ⑩

社外監査役 石 塚 祐 美 ⑩

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

(1) 今後の事業領域の拡大及び事業展開の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）において事業目的を追加し、併せて整理及び号数の変更を行うものであります。

(2) 事業拡大及び職場環境の整備のため、現行定款第3条に定める本店の所在地を東京都渋谷区に変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(目的)<br/>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～2. (省 略)<br/>(新 設)</p> <p>3. 医学、医療、介護における情報の提供</p> <p>4. (省 略)</p> <p>5. 医療器具、介護用品の研究開発販売及び賃貸業</p> <p>6. 医薬品、医療器具の輸入販売業</p> <p>7. 医療情報の翻訳及び通訳業</p> <p>8. (省 略)<br/>(新 設)</p> <p>9. (省 略)</p> <p>10. 医療に対するコンサルタント業務</p> | <p>(目的)<br/>第2条 (現行どおり)</p> <p>1.～2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>医学、医療、介護及びヘルスケアにおける人材の教育及び研修</u></p> <p>4. <u>医学、医療、介護及びヘルスケアにおける情報の提供</u></p> <p>5. (現行どおり)</p> <p>6. <u>医療器具、介護用品、衛生用品及びヘルスケア用品の研究開発、製造、販売、賃貸及び輸出入</u></p> <p>7. <u>医薬品及び医薬部外品の販売及び輸出入</u></p> <p>8. <u>医学、医療、介護及びヘルスケア情報の翻訳及び通訳業</u></p> <p>9. (現行どおり)</p> <p>10. <u>広告及び宣伝などのマーケティングに関する企画、調査及びコンサルティング業務</u></p> <p>11. (現行どおり)</p> <p>12. <u>医療及びヘルスケアに対するコンサルタント業務</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>11.医薬部外品及び衛生用品の販売</p> <p>12.～21. (省 略)<br/>(新 設)</p> <p>22. (省 略)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。<br/>(新 設)</p> | <p>(削 除)</p> <p>13.～22. (現行どおり)</p> <p>23.ベンチャービジネスへの投資並びにその経営コンサルタン<br/>ト業務</p> <p>24. (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。</p> <p>附 則</p> <p>第1条 第3条の規定変更は、平成28年に開催される第17回定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって、その効力を生ずるものとする。なお、本附則は効力発生日経過後これを削除する。</p> |

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 第2号議案 取締役2名選任の件

経営体制の強化を図るため、取締役2名の選任をお願いするものであります。なお、本定時株主総会終結の時をもって、取締役鷲尾州一郎氏が辞任により退任されますので、実質的な取締役の増員は1名となります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社の株式数 |
|-------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | ※<br>しまだ えいじ<br>島田 栄治<br>(昭和44年9月18日) | 平成6年4月 第88回医師国家試験合格<br>平成17年4月 有限会社SEM medical solution<br>(現 株式会社SEM medical solution)<br>代表取締役(現任)<br>平成20年8月 医療法人社団南星会<br>理事長 就任(現任)<br>平成26年12月 Oriental wellcare Group Sdn.Bhd設立<br>代表取締役(現任)<br>平成27年1月 KLINIK BURUNG SANMA SDN BHD設立 代表取締役(現任) | － 株        |
| 2     | ※<br>にしおか てつや<br>西岡 哲也<br>(昭和48年6月3日) | 平成12年3月 朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 入所<br>平成15年10月 鳥飼総合法律事務所入所<br>平成18年6月 株式会社マスターピース<br>(現 マスターピース・グループ株式会社) 入社<br>平成25年5月 当社入社                                                                                                                            | － 株        |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 候補者 島田栄治氏は医療法人社団南星会の理事長であり、当社は同法人との間に非常勤医師紹介等の取引があります。その他の候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
3. 島田栄治氏は、社外取締役候補者であります。
4. 島田栄治氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営者としての豊富な経験・知識及び医師としての医療に対する専門的知識等を有し、これらを当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

6. 島田栄治氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は金10万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額となります。

以 上

事業報告

計算書類

監査報告

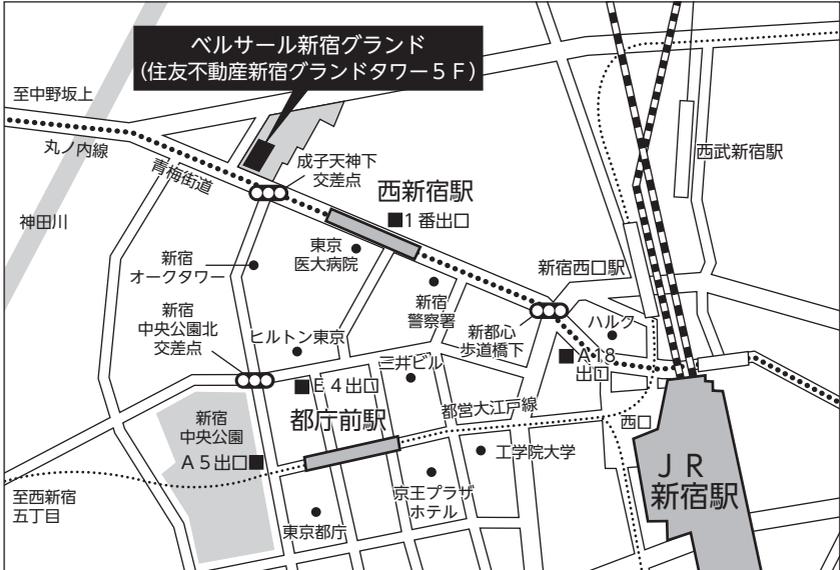
株主総会参考書類





# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿八丁目17番1号  
住友不動産新宿グランドタワー5階  
ベルサール新宿グランド コンференスセンター



交通 東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅」1番出口 徒歩約3分

- 1階エレベーターホールよりエレベーターで5階フロアへお上がりください。
- 駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。